



平成 29 年 8 月 23 日 (水)

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室

賃金室長 生野 博

賃金指導官 坪井 信子

(電話)097(536)3215 内線 640

報道関係者 各位

大分県最低賃金は、答申どおり時間額 737 円に決定

- 大分労働局長(小笠原清美)は、平成29年8月23日、大分県最低賃金(地域別)について、同年8月7日に行われた大分地方最低賃金審議会(会長 清水立茂)の答申どおり、
時間額 737円
に決定しました。
決定した大分県最低賃金は、平成29年10月1日から効力が発生します。
- 大分県最低賃金は、特定最低賃金(鉄鋼業等5業種)の適用労働者を除く県内の臨時・パート・アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。

大分労働局長は、平成29年8月7日、大分地方最低賃金審議会から「大分県最低賃金は、時間額737円に引き上げることが適当である」旨の答申を受け、同日付けでこの答申に係る異議申出を受け付ける旨の公示を行っていましたが、労働者団体から異議申出があったため、平成29年8月23日に同審議会に対し、改めて諮問を行いました。

同審議会はこれを受けて審議を行った結果、同日、大分労働局長に対して、「平成29年8月7日の答申どおり決定することが適当である」との答申を行い、大分労働局長は、答申を受けて大分県最低賃金を時間額737円に改正決定しました。

改正された大分県最低賃金は、官報公示後、平成29年10月1日から発効します。